

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	健康増進事業関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三好市は、健康増進関連事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

三好市長

公表日

令和4年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業関連事務
②事務の概要	<p>本事業は、健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診など、市民の健康増進のために必要な事業を推進するために行う事務である。内容は、利用申し込みに対する事業対象者であることの確認及び受理、受診券の発行、事業の提供、自己負担金の徴収、事後指導・結果管理である。</p> <p>番号法においては、別表第一項番76に基づき、健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務に個人番号を用いることとなる。</p>
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第76項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、別表第一の76の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	環境福祉部健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	三好市役所健康づくり課 〒778-0004 三好市池田町シンマチ1476-1 電話番号 0883-72-6767
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	三好市役所健康づくり課 〒778-0004 三好市池田町シンマチ1476-1 電話番号 0883-72-6767

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康づくり課長 本見 町子	健康づくり課長 久保 裕子	事後	
平成31年3月27日	3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 第76項	番号法第9条第1項 別表第一 第76項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第54条	事後	
平成31年3月27日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	実施する	実施しない	事後	
平成31年3月27日	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康づくり課長 久保 裕子	健康づくり課長	事後	様式変更のため
平成31年3月27日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年9月30日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	
平成31年3月27日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年9月30日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	
平成31年3月27日	IVリスク対策		項目の追加	事後	様式変更のため
令和2年3月6日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年2月1日 時点	令和1年12月1日 時点	事後	
令和2年3月6日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年2月1日 時点	令和1年12月1日 時点	事後	
令和4年3月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携①実施の有無	実施しない	実施する	事前	R4年度より情報連携を開始予定
令和4年3月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠)102の2の項 (別表第2における情報照会の根拠)102の2の項		事前	R4年度より情報連携を開始予定
令和4年3月8日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年12月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	
令和4年3月8日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年12月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	